

## 大都市の地域自治組織廃止事例の検討

－東京都中野区の地・住構想廃止を事例にして－

三浦 哲司

### 1 はじめに－問題の所在

東京都中野区の地域センター及び住区協議会構想（以下、「地・住構想」とする）について検討する本稿の主な目的は、「構想の概要の確認」「構想の実践の把握」「構想廃止過程・要因の整理」の3つに集約される。そして本稿は、以下の問題関心に由来する。すなわち、大都市で都市内分権や地域自治組織のしくみの導入が模索されている今日の情勢をかんがみるならば、先行して導入され、廃止されるにいたった中野区の地・住構想を分析することで、他都市における今後の取り組みにとっての留意点が提示できるのではないかと。

さて、本稿が扱う地域自治組織については、都市内分権の文脈から把握することが可能である。都市内分権とは、自治体内部をいくつかの区域に区分し、それぞれに支所・出張所などの地域行政組織、および住民によって構成される協議会（以下、「地区協議会」とする）を設置して、双方に自治体行政の本庁から一定の権限・財源の移譲を進める方策を意味する<sup>1</sup>。こうした都市内分権は、大きく「行政組織内分権」と「地域分権」というふたつのながれから構成される<sup>2</sup>。前者は自治体行政の本庁から支所・出張所への権限移譲・財源移譲を進めるながれであり、そのねらいはサービスの質的改善に求められる。他方、後者は自治体行政から地域住民への権限移譲・財源移譲を進めるながれに相当し、こちらは地域民主主義の強化・成熟がねら

いである。

このような都市内分権がわが国で注目されるようになったひとつの契機が、平成の大合併であった。というのも、合併のながれのなかで、とりわけ新市に編入される自治体の住民から「合併後には中心部のみが繁栄し、われわれが住む周辺部は衰退してしまうのではないかと」という懸念が示されたからである。そこで、合併後にも旧自治体単位で一定の地域自治を保証することをめざし、2003年4月の第27次地方制度調査会の中間報告のなかではじめて「地域自治組織」が提示された。その後、このときの考えが地域自治区制度や合併特例区制度のかたちで制度化され、合併自治体のいくつかで導入が進んだ。ここでは、地域自治組織をひとまず「ある一定区域において、地域住民の参加を基盤とする協議会組織、およびそれを支える行政組織から構成される、地域自治活性化のための集合体」ととらえておこう。こうした経緯からも、地域自治組織は都市内分権の文脈から把握することが可能であろう。

このような地域自治組織について、なぜ今日では大都市で何らかのしくみづくりが求められるのか。それは、地域課題が顕著に多様化・複雑化している大都市では、自治体行政による対応のみでは課題解決が困難であり、地域力を引き出すしかけが必要だからであろう。この点について付言しておく、こと大都市において都市内分権のしくみが要請されている背景には、大都市特有の人口規模の大きさという事情が関

<sup>1</sup> 名和田晃彦『コミュニティの法理論』創文社、1998年、19～20ページ参照。

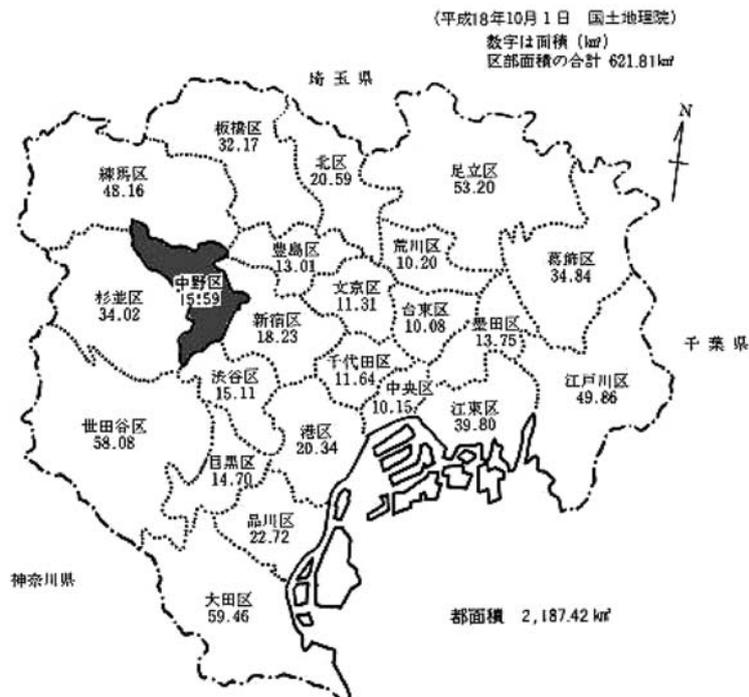
<sup>2</sup> See Vivien Lowndes, Decentralisation : The Potential and the Pitfalls, *Local Government Policy Making*, Vol.18, No.4, 1992, pp.53-54. See Vivien Lowndes, Decentralisation : The Continuing Debate, *Local Government Policy Making*, Vol.20, No.4, 1994, pp.1-2.

係しているといえる。先にふれた都市内分権のながれが包含するねらいに関連づけると、以下のように整理できる。すなわち、サービスに関しては、画一的なサービス供給手法では地域特性に即した対応が困難であり、都市内分権のしくみを通じて地域事情を反映させた供給が要請される。他方、地域民主主義に関しては、大都市では市政全体の意思決定をつかさどる議会として住民生活の問題の隅々にまで対応に乗り出すことには困難が伴う、と。そこで、こうした状況を改善する一方策として、都市内分権のしくみによって住民自身が身近な問題について議論し、意思決定を行う機会を確保することになる。

中野区の地・住構想も地域自治組織のひとつのあり方として把握することが可能である。詳しくは後述するが、1970年代の革新区政期に、区内に15の住区を設定し、それぞれに「地域センター」と「住区協議会」を設置していったこの構想は、地域自治組織ないしは都市内分権の先駆的事例としてとらえられよう。ところが、中野区はおよそ30年にわたって実践してきたこの構想を、2006年に廃止させた。

要するに、今日では大都市で都市内分権や地域自治組織のしくみが模索されている一方で、先行してしくみを導入し実践を積み重ねてきた中野区は地・住構想を廃止させてしまった、という逆説的な問題状況が把握できるのである。そうであるならば、中野区の地・住構想に焦点を当てて分析を進めることによって、たとえばそこから抽出されるしくみの導入面・運営面での留意点を提示することには、一定の価値を見出せよう。今後の大都市における地域自治組織の取り組み実践を展望するうえで、教訓が示されうるからである。

こうした研究の到達点を念頭に入れ、本稿では地・住構想それ自体の内容や実際の活動展開を把握し、また構想廃止過程や廃止要因を整理することに注力したい。そのため、本稿の位置づけは、今後の実態分析にむけた足がかり、ということになる。この点は研究課題との関係で、本稿の最後にあらためて触れることにしたい。それでは以下、まずは事例としての中野区と地・住構想の概要を把握する作業からはじめよう。



※中野区ホームページ「中野区の位置と面積」より。2011年4月現在。  
<http://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/dept/102500/d003591.html>

図表1 東京23区における中野区の位置関係

## 2 事例としての中野区と地・住構想

### 2.1 中野区の概要

東京都中野区は図表1のとおり、東京23区の西側に位置する東京特別区のひとつである。2011年3月現在で人口は310,922人、世帯数は184,686世帯、面積は15.59km<sup>2</sup>となっており、区内には住宅地が数多く点在している。

このような中野区は、これまでも特色のある試みをいくつも展開してきた。たとえば、他の特別区と足並みをそろえて繰り広げた、区長準公選制の実現に向けた一連の運動があげられる<sup>3</sup>。この運動の結果、中野区でも1971年6月には中野区議会にて区長準公選条例が可決された。もっとも、この条例は施行されるにいたらなかったが、同年10月には特別区で初となる革新区長が登場した。本稿が扱う地・住構想は、このときに当選した大内正二区長のリーダーシップによるところが大きい。

そのほかには、1980年代前半に行われた、独自の条例に基づく教育委員の準公選制の実施のうごきもあった。すなわち、当時の与党・自民党や所管官庁・文部省は、教育委員の準公選制はあくまでも違法であるという姿勢を示していた。ところが、それでもなお中野区は革新姿勢を貫き、独自の条例を1979年5月に公布するにいたったのである。そして1981年2月には、実際に第1回の区民の投票が行われ<sup>4</sup>、新たに区民が選出した教育委員会が誕生したのであった。

### 2.2 実践にいたる経緯

こうした中野区における独自の地域自治組織のしくみが、区内を15の住区に分け<sup>5</sup>、それぞ

れに「地域センター」と「住区協議会」を設置するという地・住構想である。この取り組みの起源は、1974年の中野区特別区制度調査会（会長・辻清明）が公表した『特別区の制度とその運営について』という答申に求められる。この答申は、当時は特別地方公共団体として今日よりも強い制約が課されていた特別区の区政全般について、その改革および区長公選制の復活を提言した内容であった。そして、このなかで地域自治の問題については、区全体を対象とした問題よりも、住区単位の問題を対象にした場合の方が、住民自らの問題解決能力が発揮されやすい、と指摘する<sup>6</sup>。そこで、「狭域性や住民参加を重視した制度改革」<sup>7</sup>である地・住構想を、区政改革の一方策として提示したのである。

もっとも、答申が出された背景には、中野区の区政方針である「参加による区政」をいっそう進めることが要請されていた、という事情もまた指摘できよう。中野区では、それ以前にも区内の上鷲宮地区で道路建設反対の住民運動が起こっていた<sup>8</sup>。このときには、新旧双方の住民の代表から構成される上鷲宮生活環境整備計画協議会が設置され、この場において賛否それぞれの立場から議論がたたかわされた経緯がある。そして最終的には、住民参加方式で計画案が作られ、地区の合意にいたったのだ。こうした経験もあり、住民自身で、または住民と区行政当局が共同で地域課題の解決策を作成し、それを区施策として展開していく常設型の住民合意形成の場の設置が求められるようになっていた。

そこで、検討を重ねた結果、区内に15の住区を設定して、1983年3月までに15住区ごとで住区協議会および地域センターの設置が完了したのである。なお、1983年10月時点での各住区の状況は、図表2のとおりであった。

<sup>3</sup> 区長準公選制運動を含む東京都における特別区による戦後の自治権拡充運動については、土岐寛「地方分権と自治体・都区制度－東京の都市内分権化」『東京研究』第3号、1999年、35～55ページ、が参考になる。このなかで、土岐は東京都から特別区への権限移譲を「都市内分権」としてとらえており、自治権に一定の制限が加えられてきた特別区の特異性をかんがみると興味深い視点であるように思われる。

<sup>4</sup> このときの投票率は、43パーセントであった。

<sup>5</sup> 住区の区域設定は、生活地域としての歴史性および生活実態や学校区も考慮して決定されたという（吉田哲「中野区の自治体運動と地域民主主義」加茂利男、自治体問題研究所編『地域と自治体14－地域づくり運動・新時代』自治体研究社、1984年、91ページ参照）。

<sup>6</sup> 東京都中野区特別区制度調査会『特別区の制度とその運営について』1974年、参照。なお、この答申は、以下の資料集に組み込まれている。中野区『地域センター及び住区協議会構想関係資料集』1987年。

<sup>7</sup> 江藤俊昭「住民参加の条件整備としての都市内分権－中野区の地域センターと住区協議会をてがかりに」『山梨学院大学法学論集』第39号、1998年、122ページ。

<sup>8</sup> 西山邦一「地域住民による地域自治を－東京・中野区の住区協議会」衣川光正、渡辺泰弘編著『市民自治の実験』ぎょうせい、1984年、252～254ページ参照。

## 2.3 地・住構想の概要

ところで、地・住構想はあくまでも住民の活発な活動を基盤とするのであり、制度化した場合にはその枠組みにはめ込まれ、かえって活動の阻害や停滞という結果を招いてしまうおそれがあったという<sup>9</sup>。そこで、あえて条例などによる制度化は図られなかったのである。そのため、地・住構想はあくまでも「構想」であり、きめ細かな規定が設けられる「制度」ではない、と当事者の間では認識されていたのだ<sup>10</sup>。

さて、住区協議会は、①施設の建設、環境の改善などの居住地域にかかわる問題を検討し、住区で一定の合意を形成して、区政担当者へ具体的な提案を行うこと、②居住地域にかかわる広聴・広報活動、社会教育活動、集会施設の利用などの実施計画を作成すること、のふたつが大きな役割とされていた。あわせて、住区内での多様な意見と利害を広く代表しうるような委員、すなわち①地域の団体の推薦する人、②行政協力員のなかで推薦された人、③公募に応じ

た人、から構成され、その民主的な運営が求められていたのである。そして、1992年2月時点での各住区協議会の委員の属性は、図表3のとおりであった。この図表からも把握できるとおり、さまざまな団体から委員が選出されていたのである。

ちなみに、1990年度の時点での15住区協議会それぞれにおける活動内容を整理したのが、図表4である。この図表からは、中野区の住区協議会は少なくとも活動の多様性という面では際立っていたと指摘できるように思われる。

他方の地域センターは、「地域の住民が自主的に市民活動や学習活動をくり広げ、相互に交流を深め豊かな地域社会をつくりだしていくためのひろば」および「地域の主人公である住民の声がいつでも反映できる区長室」のふたつが役割であった。また、①区政に対する要望・苦情の受付、住民との対話集会の開催、各種情報・資料の提供、②地域にかかわる区の施設への参画、③区民の自主的活動に対する援助、④集会施設の管理と運営、⑤一般窓口業務、の5つの

図表2 各住区の状況

地域	地域センター開設年月日	住区協議会発足年月日	委員定数	委員数
上鷺宮	1975年 9月 1日	1977年 5月 21日	32名以内	32名
東 部	1977年 5月 1日	1979年 2月 5日	60名以内	48名
大 和	1977年 5月 1日	1979年 8月 22日	50名内外	51名
東中野	1977年 8月 15日	1981年 10月 21日	原則として30名以内	31名
南中野	1978年 5月 1日	1980年 4月 24日	50名以内	47名
野 方	1978年 5月 1日	1983年 3月 10日	50名以内	47名
鷺 宮	1978年 5月 1日	1979年 7月 10日	30名以内	29名
上高田	1978年 7月 1日	1982年 9月 22日	概ね65名	62名
桃 園	1978年 10月 6日	1979年 12月 14日	50名以内	28名
鍋 横	1978年 12月 16日	1980年 1月 24日	30名以内	30名
昭 和	1979年 5月 1日	1980年 2月 22日	50名以内	50名
新 井	1979年 5月 1日	1980年 6月 6日	43名以内	42名
江古田	1979年 5月 1日	1982年 6月 27日	定数なし	84名
沼 袋	1979年 10月 1日	1982年 11月 14日	70名以内	63名
弥 生	1981年 4月 10日	1982年 3月 31日	40名以内	36名

※中野区『地域センター及び住区協議会構想推進委員会報告』1983年、7ページ、の表に加筆・修正して筆者が作成した。

<sup>9</sup> 細木博雄「『自主・参加・連帯』参加の区政30年の経験とこれから」『地方自治職員研修』第488号、2002年、30ページ参照。

<sup>10</sup> もっとも、多くの研究が地・住構想を「制度」としてとらえており、本稿もひとまずこれにしたがっている。

図表3 住区協議会の委員の属性

	南中野	弥生	東部	鍋横	桃園	昭和	東中野	上高田	新井	江古田	沼袋	野方	大和	鷺宮	上鷺宮
町会・自治会	15	7	14	6	8	7	4	0	5	0	12	6	8	8	10
商店会	1	1	2	2	4	1	5	0	7	0	3	5	4	3	2
地域防災組織	0	2	2	1	1	2	0	0	5	0	0	1	0	1	3
防犯・防火・交通安全	0	0	0	1	3	0	0	0	4	0	0	2	11	2	3
青少年育成団体	5	2	0	3	2	5	0	0	6	0	1	4	6	3	2
PTA	2	5	4	2	4	3	0	0	4	0	3	2	3	4	6
日本赤十字奉仕団	1	1	2	1	1	1	0	0	1	0	0	0	1	1	0
福祉団体	3	0	2	1	5	0	1	0	1	0	1	2	0	1	0
婦人団体	6	0	4	3	0	3	0	0	1	0	0	3	4	1	0
老人クラブ	0	1	3	1	1	5	0	0	3	0	3	1	1	1	3
文化活動団体	1	3	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
環境をまもる会	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	3
学識経験者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
民生委員	1	2	2	1	2	2	3	0	1	0	0	1	1	2	1
保護司	1	1	1	1	1	1	0	0	1	0	0	1	1	1	1
青少年委員他	2	1	5	0	1	2	0	0	0	0	0	0	1	2	4
区政協力委員	1	1	4	1	1	3	0	0	1	0	0	1	1	1	1
明るい選挙推進委員	1	1	1	1	0	1	0	0	1	0	0	1	0	0	0
その他	4	2	0	1	3	0	1	0	0	0	1	7	3	3	0
公募	5	8	18	4	11	13	14	45	14	46	13	9	7	6	5
合計	50	39	64	32	50	49	28	45	55	46	37	47	52	40	44

※中野区地域センター部『住区協議会の発展をめざして』1992年、37ページ、の表に加筆・修正して筆者が作成した。

図表4 15住区協議会の活動内容

住区名	委員数	全体会開催数	役員会開催数	小委員会開催数	合計	課題別小委員会	活動状況
南中野地域協議会	50	9	11	36	56	<ul style="list-style-type: none"> <li>東大付属校西側道路拡幅整備委員会</li> <li>(仮称)弥生老人福祉センター建設委員会</li> <li>(仮称)老人アパート建設委員会</li> <li>しんやまの家建設委員会</li> </ul>	<p>第5期の委員の改選に伴い、5月に第6期地域協議会が発足し、6月には、まちづくりへの取り組みとして「住環境研究会」を発足した。その研究会の部会として、「ゴミ・リサイクル」「緑・公園」「駐輪・駐車」の3部会を設置し、地域の生活協定づくりに向けた取り組みを開始。ゴミ・リサイクル部会は、ゴミ処理施設を見学。緑・公園部会は、地域内の公園の視察を行った。駐輪・駐車部会は、放置自転車等の実態調査を行った。弥生老人福祉センター建設委員会は、開館に向け運営懇談会を設置。老人アパート建設委員会は、区提案の最終図面を了解した。全体会は、長期計画への地域からの提案を検討した。</p>

弥生住区協議会	39	2	10	57	69	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集会所運営委員会・地域事業運営委員会</li> <li>・地域ニュース運営委員会</li> <li>・交通対策運営委員会</li> <li>・弥生地域緑化委員会</li> <li>・地域福祉検討委員会</li> <li>・神田川水害対策検討委員会</li> </ul>	集会所運営委員会は、利用者懇談会を開き、調理室ルールの検討をした。地域事業運営委員会は、平成3年度事業の検討をした。交通対策運営委員会は、交通安全協議会と共催で放置自転車クリーンキャンペーンを実施した。地域ニュース運営委員会は、月1回会議を持ち、ニュースを編集した。100号記念特集号を発行した。弥生地域緑化委員会は、沿道の合意を図り、花見橋通り南側の緑化を実施、北側は検討中。地域福祉検討委員会は、定例会でワンポイント学習を行い、ボランティア・コーナー設置に向けて勉強中。又、月1回の老人を招いての会食会を行っている。全体会は、改選を終え長期計画に対する地域要望をとりまとめた。
東部住区協議会	58	4	3	16	23	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域センター委員会</li> <li>・まちづくり委員会</li> <li>・福祉問題委員会</li> <li>・教育問題委員会</li> <li>・A、B、C、Dブロック委員会</li> </ul>	全体会では、中野区長期計画について協議し、「地域からの要望」をまとめた。また各課題・ブロック別委員会でそれぞれの委員会の観点から長期計画に対する要望を協議した。このほか、教育問題委員会は、地域開放型施設(学校)について検討した。Aブロック委員会では、騒音などの問題があるJR谷戸架道橋について協議し関係機関に改善を要望することとした。また、谷戸運動公園でサッカー使用に関して、公園の設備を区に要望するとの谷戸運動公園運営委員会での検討結果の報告があった。Cブロック委員会では、仲町児童館跡に集会所として利用できるよう、区に要望することを決めた。
鍋横地域協議会	32	7	2	32	41	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域センター委員会</li> <li>・まちづくり環境委員会</li> <li>・福祉委員会</li> <li>・教育委員会</li> <li>・宮の台児童館建設委員会</li> </ul>	5月に第6期鍋横地域協議会が発足。全体会は、5課題別委員会を設置し、区に中野消防署跡地利用と長期・実施計画への地域要望を提出した。まちづくり環境委員会は、中野消防署跡地利用の検討と世田谷区太子堂の修復型まちづくりを見学した。福祉委員会は、区等の福祉サービスの学習と地域の福祉を支える仕組み等を検討した。教育委員会は、隣接区の児童施設を見学し、子どもの遊び場等を検討。地域センター委員会は、①来年度の地域ニュースと地域事業、②地域センター施設と利用方法、③地域ニュース毎月号の評価と編集内容を検討。宮の台児童館建設委員会は、児童館と学童クラブの併設と建設位置を検討した。
桃園住区協議会	45	2	7	22	31	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まちづくり環境小委員会</li> <li>・福祉小委員会</li> <li>・教育小委員会</li> <li>・仲町児童館建設検討委員会</li> </ul>	各課題別委員会を中心に活動を行った。まちづくり環境小委員会の交通安全班は、大久保通り沿いのガードレールの設置の要望を住民から受け、2月に意見交換会を開催するなど大久保通りの交通安全対策について検討を進めている。リサイクル班では、12月から毎月1回アルミ缶をつぶし、回収業者に引き取ってもらう。地域計画班は、丸井本社跡地の利用についての地域要望書を10月に丸井に提出した。福祉小委員会は、給食サービスのシステムづくりのため、見学会や調理講習会を行い実現に向け活動した。教育小委員会は、親子のふれあい事業として「竹細工教室」を実施し、「子どもの権利条約」を学ぶ勉強会を開催した。
昭和住区協議会	49	4	5	71	80	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育小委員会</li> <li>・地域センター運営小委員会</li> <li>・ボランティア小委員会</li> <li>・環境公害小委員会</li> <li>・消費生活小委員会</li> <li>・地域ニュース小委員会</li> </ul>	6月に第6期住区協議会が発足。全体会はアルミ缶リサイクルのあり方を検討、実施日変更。JR谷戸架道橋について東部住区と共に検討し、要望書を提出。環境公害は地域内のゴミ集積所を点検・検討。その後、消費生活と合同で中野清掃事務所との懇談会を実施。消費生活は、ゴミ・リサイクル問題について、町会長と話し合う。教育は、保護司やフランスの教育事情の話聞く、また、教育問題講演会を実施した。ボランティアは福祉バザーを実施し、古着や送り先の施設を見学した。地域センター運営は、地域事業について検討し、センターと共催で実施した。地域ニュースは、親しまれる紙面づくりを進める。センター建設委員会は9月に発足。新センター建設の進捗状況を確認し、他の地域センターを見学した。

東中野住区協議会	25	2	12	47	61	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境委員会</li> <li>・教育こんだん会</li> <li>・地域ニュース編集委員会</li> <li>・福祉委員会</li> <li>・まちづくり委員会</li> </ul>	<p>5つの課題別委員会を中心に活動している全体会では「リサイクル勉強会」を開催し、地域でのリサイクルに関する取り組みについて協議している。環境委員会では、リサイクルの取り組みや亀齢橋の一方通行問題、放置自転車問題等について協議している。教育こんだん会は、ウェリントンを訪れた地域の人たちを囲んで報告会を開催した。現在は、「子どもの権利条約」の学習会を続けている。地域ニュース編集委員会は、毎月編集会議を開き、ニュースづくりに取り組んでいる。まちづくり委員会は、商店街の活性化や地域の将来について協議している。福祉委員会は、恒例となった福祉バザーを実施した。</p>
上高田住区協議会	46	5	4	22	31	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域センター運営委員会</li> <li>・まちづくり委員会・教育問題委員会</li> <li>・福祉保健委員会</li> <li>・上高田老人会館運営委員会</li> <li>・上高田児童館、図書館運営協議会</li> <li>・新地域センター建設委員会</li> </ul>	<p>全体会及び運営委員会は、第5期改選に向けて委員の構成等について話し合った。また、新地域センター建設委員会で検討した、施設の基本設計等を地域素案として区長に提案した。10月に第5期が発足。課題別委員会の今期活動について話し合った。新センター建設予定地(上高田四丁目)は、地質調査の結果、土壌汚染が出たため、上高田二丁目に変更になり、用地取得が決まり次第、再度検討していくことにした。まちづくり委員会は、放置自転車の問題について具体的な撤去作業日程を検討した。教育問題委員会は、中学生の生の声を聞き、今後の活動に役立てるため、昼食会を兼ねた座談会を行った。</p>
新井住区協議会	56	8	4	59	71	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まちづくり検討委員会</li> <li>・地域センター運営委員会</li> <li>・環境をよくする委員会</li> <li>・ふれあい推進委員会</li> <li>・地域ニュース編集委員会</li> <li>・地域福祉を考える委員会</li> </ul>	<p>全体会では、6月に第6期の住区が発足し、課題別委員会を決めた。7月に平和の森周辺まちづくりについて主管課と意見交換をした。2月に長期計画中間まとめの意見交換会を実施し、3月に地域要望を区に提出した。まちづくり検討委員会では、平和の森周辺まちづくりの勉強会やサイン計画について協議した。ふれあい推進委員会では、ふれあいバザー、盆踊り等の事業を実施した。地域センター運営委員会では、地域事業について検討した。環境をよくする委員会は、リサイクルの勉強会を実施し今後の取り組みを協議した。地域ニュース編集委員会は、見学会や取材を行い、毎号の企画・編集を行った。地域福祉を考える委員会は、施設の見学会を実施し、これからの地域福祉について協議した。</p>
江古田住区協議会	40	6	12	24	42	<ul style="list-style-type: none"> <li>・江古田図書館に親しむ会</li> <li>・子どもの環境と教育を考える会</li> <li>・リサイクル委員会</li> <li>・国立療養所の充実とその敷地の一部に特別養護老人ホームをもとめていく運動に関わる委員会</li> <li>・松が丘老人福祉センターの建設に関わる委員会</li> <li>・江古田地域センターの運営に関わる委員会</li> </ul>	<p>住区協議会では、世話役8名が4人ずつの輪番で運営に携わる試行が1年経過し、運営が軌道に乗ってきた。活動としては、地区まつりには、今年からふれあいの家とともに子供の広場運営に携わる。「地域のサイン計画を考える会」や「哲学堂公園運動施設整備検討委員会」への参画も行った。また、生涯学習について、勉強を行った。そのほか、長期計画に対する地域要望の検討、ゴミ問題・リサイクル関連では、6回のリサイクル、市とゴミ問題懇談会を開催。江古田図書館に親しむ会は、定期的にビデオ鑑賞会、おしゃべり講座の開催、2～3月にかけて開館5周年事業への協力を行う。(仮称)松が丘老人福祉センター建設では、検討会、学習会を開催。国立療養所の充実や特養ホームを求める会の運動も関わった。</p>
沼袋住区協議会	42	7	5	12	24	<ul style="list-style-type: none"> <li>・沼袋駅南口開設委員会</li> <li>・まちと商店街の活性化を考える委員会</li> <li>・防災委員会</li> <li>・福祉委員会</li> <li>・子どもの問題を考える委員会</li> </ul>	<p>主に課題別委員会の活動を中心に進める。子どもの問題の委員会は、歴史探訪会との共催で地域の史跡めぐりを実施。これからもふれあいの機会をつくってほしいと次期への申し送りを行った。沼袋駅南口開設委員会は、区の窓口がまちづくり二課に変更、西武鉄道の担当も変わり、相互の進行状況を積極的に聞きに行き、促進を図る。全体会では、沼袋保育園、老人会館、職員寮の建て替えに際し、自転車駐車を含めた複合建設の検討会に住区からも参加することを確認。また、朝日通り問題についても、地域の課題として取り上げていくことを決める。</p>

野方住区協議会	49	3	4	36	43	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育部会</li> <li>・環境部会</li> <li>・福祉部会</li> <li>・地域センター・公会堂検討部会</li> </ul>	環境部会では、再開発事業に関し、特別部会を通じて意見具申を行い、中期計画等の事業に対して提案を行いながら、その実現に努力した。教育部会では、地域の女性の長老から情報の提供を受け、「女性からみた野方の昔」を発行した。福祉部会では、地域医療や介護システム化、老人会館の有効利用等について検討を行ったほか、センターと共催で福祉講座を開催した。地域センター・公会堂部会では、6月の全体会で部会の検討結果について報告し、その後基本計画に反映すべく、新しい地域センター・区民ホールの施設の設備内容について検討を行い、9月27日部会において最終の検討結果をまとめ部会を終了した。
大和住区協議会	51	11	9	46	66	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域ニュース編集会議</li> <li>・図書コーナー検討委員会</li> <li>・やまと今昔物語編集委員会</li> <li>・大和児童館改装のための地域協議会</li> <li>・長期計画検討委員会</li> </ul>	名称を「大和住区協議会」に変更した。地域ニュースに掲載したやまと今昔物語を編纂するために「やまと今昔物語編集委員会」を設置し、3月に冊子を発行した。図書コーナーの充実を図るため「図書コーナー検討委員会」を設置した。大和児童館の改装にあたり、「大和児童館改装のための地域協議会」を設置した。公園の新設・整備にあたり、4回にわたり説明会を開催した。ほほえみサービス、リサイクルのまちづくり推進計画、中野駅周辺整備構想などの説明会を行った。また、中野区長期計画に対し、地域の要望等を反映させるため「長期計画検討委員会」を設置し、要望等を提出した。
鷺宮住区協議会	39	12	7	14	33	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域ニュース編集委員会</li> <li>・地域センター運営委員会</li> <li>・福祉委員会</li> <li>・(仮称)しらさぎ特別養護老人ホーム建設検討委員会</li> </ul>	地域センター運営委員会で検討し、地域住民の要望をとり入れた鷺宮地域第4の老人会館で東京都のコミュニティセントウ施策事業を活用した中野区で初めての施設「若宮いこいの家」が平成2年5月24日に開館した。中野区の警察大学校跡地を清掃工場誘致の動きがある折り、今後の参考のため、最新鋭の設備を誇る「大田清掃工場」の見学会を9月に行った。現在、放置自転車の一時保管場所として使用している白鷺二丁目の土地に平成6年度解説を目指して建設を予定している(仮称)しらさぎ特別養護老人ホームの建設検討委員会を設置し、検討を開始した。
上鷺宮住区協議会	42	7	3	18	28	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育問題小委員会</li> <li>・環境問題小委員会</li> <li>・センター運営小委員会</li> <li>・地域ニュース編集会議</li> <li>・リサイクルバザー実行委員会</li> <li>・かみさぎまつり実行委員会</li> </ul>	アカシア広場の植栽にについて、全体会・役員会・環境問題小委員会で検討した。リサイクルのまちづくり推進のための基本方針について、環境問題・センター運営合同委員会・全体会で検討した。信号機設置等の交通問題の議題提案があり、区・警察署等関係機関に要望し、改善された。電波障害問題について環境問題小委員会・全体会で検討し、早期解決の請願書を区議会へ提出した。住区協議会委員と公募委員で構成するかみさぎまつり実行委員会を発足し、第15回かみさぎまつりを開催した。リサイクルバザー実行委員会を発足し、歳末チャリティリサイクルバザーを実施し、寄付した。
	663	89	98	512	699		

※中野区地域センター部、前掲資料、1992年、34～36ページ。

機能を保有していたのである。一般的な支所機能に加え、身近な行政機関として住民活動や住民参加を支える役割が期待されていたことがうかがえよう。

ちなみに、地域センターの業務を整理したのが、図表5である。そして、地域センターをはじめ、中野区行政当局が住区協議会に関する業

務を遂行する際に根拠規定となったのが、1976年10月に区長決定された「住区協議会事務取扱要領」である。これを根拠として、その後は中野区行政当局と住区協議会との二人三脚がはじまる。

図表5 地域センターの業務

機能項目			
情報の収集・提供	広聴	地域対話集会の計画と実施、区民相談(一般・福祉)	
	広報	情報コーナー(区政情報の提供)、地域ニュースの発行、お知らせ版の管理	
市民活動の援助		住民活動コーナー(印刷機など)、住区協議会活動の援助、ボランティアへの援助	
地域事業の実施	施設の提供	【地域センター】集合室(老人会館を含む)、窓口サービスのための事務室、図書コーナー、住民活動コーナー、福祉相談室、その他地域に応じた施設	
		小公園・児童遊園の利用、民間開放施設の利用(ちびっこ広場、運動施設など)	
		夜間・休日の施設開放(地域センター、老人会館など)	
	事業の実施	児童館(地域の子どものセンター)	一般事務 学童保育
		社会教育的事業(各種講座、サークル育成など子供、婦人、老人、青年等の学習、高龍)	
		そのほか地域事業(交通安全など)	
		区役所本庁事業への場の提供	
地域での立案調査		地域発案事業、改善事業のとりまとめ調査(住区協議会等との対応)	
サービス事業提供	窓口サービス	戸籍謄抄本、住民票の写し、印鑑証明の取次ぎ、交付、区税等収納金の領収など出張所で行っている窓口事務	
	福祉サービス	福祉相談(生活、心身障害者、母子、婦人、家庭、児童に関する相談)、福祉相談に伴う各種申請受付・交付・紹介など、福祉講座・ボランティア援助	

※中野区、前掲資料、1983年、105ページ、の表に加筆・修正して筆者が作成した。

### 3 地・住構想の実践と課題

ともあれ、このような住区協議会と地域センターが各住区に置かれてから、今日までおよそ30年が経過した。この間には15住区それぞれで、さまざまな活動実践が蓄積されてきたところである。そのすべてをここで確認することはできないが、可能な範囲で地・住構想の運用実態について、その活動と課題という観点から把握していこう。

住区協議会のなかには、そもそも「決定の場ではなく協議の場」という前提で活動しているところもあり、中心的な活動は委員による地域課題についての協議であったとみてよい<sup>11</sup>。そ

の分野は先の図表4のとおり高齢者福祉・放置自転車問題・リサイクル運動など多岐にわたっていた。もっとも、のちの課題とも関連するが、多くの場合にこうした協議が提案や提言にまではいたらず、実質化という観点からすると大きな成果が上がったとはいいがたかった。また、そのほかの活動としては、たとえば都市計画マスタープランに関する要望のとりまとめ、およびそれらの区行政当局への伝達などがあげられる。

こうした活動展開のなかで、地・住構想はいくつかの課題も抱え続けてきたといえる。すなわち、活動自体は多くの場合に区行政当局への要望や陳情の伝達が中心となり、それ以上の域

<sup>11</sup> 岩城完之「巨大都市における住民組織と住民自治—東京都中野区の住区協議会のあり方をめぐる問題」『関東学院大学人文科学研究報』第20号、1996年、28～42ページ参照。なお、こうした性格ゆえに、名和田是彦は地・住構想を都市内分権の意思決定的側面から判断すると「限界事例」とであると解釈している(名和田是彦、前掲書、1998年、110ページ。同「自治体内分権と住民参加・協働」人見剛、辻山幸宣編著『協働型の制度づくりと政策形成』ぎょうせい、2000年、166ページ)。もっとも、本稿は地域社会における多様な主体が地域課題について協議する場を早期に設置したという中野区の見解については、高く評価できると考える。今日において、こうしたしくみが大都市で要請されている状況をかんがみるならば、なおのこと高い評価を与えることができるように思われる。

にまで達することはほとんどなかった<sup>12</sup>。もっとも、住区協議会からの提案もなかったわけではないが、それに対して区行政当局はなかなか回答を提示せず、実現にもいたらなかったという<sup>13</sup>。区行政当局のこうした姿勢は、住区協議会への住民の参加意欲を減退させてしまった。

さらに、多くの住区協議会では町内会などの地縁団体関係者が委員に就いていたが、彼らの交代はなかなか進まずに再任が繰り返され、メンバーが固定化してしまった。それにともない、メンバーの高齢化も進行したのである。こうしたメンバーの固定化・高齢化はすなわち、新たに住区協議会に参加しようとしても、どうしても敷居が高くなり、多くの住民からは疎遠となってしまいう結果をもたらした。このことは、図表6のとおり、確かに年月が経過するごとに高まったとはいえ、それでも住区協議会の

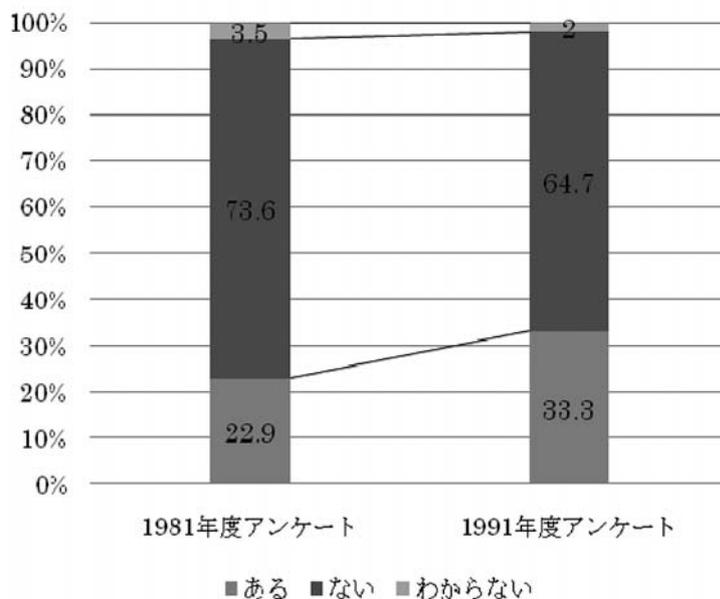
周知度が30パーセント程度であったというアンケート結果に裏づけられよう。

住区協議会と町内会との関係について付言しておく、地・住構想が作られる経緯のなかで、町内会に対する補助金の打ち切りがあった。そのため、「地・住構想は町内会つぶしが目的ではないか」という感情を町内会関係者は抱いてきた経緯がある。それゆえに、双方の間で軋轢が生じ、この点は住区協議会をめぐる問題としてしばしば指摘されてきた。

なお、既述のとおりその後の住区協議会活動のなかで町内会関係者が委員に加わっていったものの、町内会関係者の参加率が再度低下する事態も生じた。こうした変化の根底の部分には、補助金打ち切りが何らかの影響を与えてきたように思われる<sup>14</sup>。

加えて、住区協議会の委員同士の意向が衝突

質問 あなたは、今までに「住区協議会（地域協議会、住区会議）」  
という名称をお聞きになったことがありますか



※中野区企画部広聴課「地域活動と地域センターに関するアンケート調査」(1981年度版)1982年、26ページ、の図における数値、および同「地域活動と地域センターに関するアンケート調査」(1991年度版)1991年、45ページ、の図における数値を基にして筆者が作成した。なお、前者の調査は有効回答数715、後者の調査は有効回答数550であった。

図表6 住区協議会の周知度の推移

<sup>12</sup> 住区協議会の構成主体が個別に区行政当局と結びついて活動するケースもみられたという（今川晃「住民・行政の4つの領域対応」今川晃、高橋秀行、田島平伸『地域政策と自治－住民と行政の新たな関係』公人社、1999年、63ページ参照）。

<sup>13</sup> 細木博雄、前掲論文、2002年、31ページ参照。

<sup>14</sup> ただし、時間の経過とともに、双方の軋轢はしだいに溶解していったとの見方もある（本橋一夫「中野区の地域自治を進める組織－地域センターと住区協議会」『月刊自治研』第371号、1990年、47ページ参照）。

しあう場面も、住区によってはしばしば見受けられたという<sup>15</sup>。すなわち、さまざまな立場を代表する住民が集まる協議会では、当然ながら合意形成には多くの時間を要した。住区協議会は、まさに「政治」のアリーナであった。ときには、特定の団体関係者が住区協議会の委員の多くを占めたことがあいまって、住区協議会の代表性や正当性に疑問が投げかけられたこともあった。こうした問題状況をどのように克服するかを、各住区協議会が自らの課題としてとらえ続けてきたのである。

## 4 地・住構想の終焉

### 4.1 地・住構想の廃止過程

中野区の地・住構想自体はその先駆性もあり、都市内分権のひとつのかたちとして全国的に注目を集めてきた。その一方で、住区協議会が多くの課題を抱えてきたのも、また事実である。こうした住区協議会は、2002年6月の区長選挙で田中大輔氏が新区長に初当選したことで大きな転機を迎える。すなわち、もともと住区協議会の代表性に疑問を抱いていた田中氏は、「住区協議会の意見を聴いても区民の意見を聴いたことにはならない」との発言を繰り返した<sup>16</sup>。そして、新たな区政運営のもとで、中野区は「参加による区政」を転換し、悪化する財政状況に歯止めをかけるために行政改革を優先させたといえる。

そのながれのなかで、地・住構想も修正を迫られることになった。すなわち、中野区では2005年4月に自治基本条例が施行されたが、その一方で2006年1月には庁内で「住区協議会事務取扱要領」を廃止したのである。この廃

止によって、区行政当局は住区協議会にかかる事務を取り扱う根拠規定を失い、住区協議会の支援を終了させざるをえなくなった。同時に、15住区それぞれに置かれていた住区協議会は、実質的に住区内のひとつの任意団体という位置づけへと変更を余儀なくされたのである。実際、こうした変更以降には、いくつかの住区で住区協議会が解散されてしまった<sup>17</sup>。

ところで、中野区が「新しい中野をつくる10ヵ年計画」を策定する過程で、2005年11月にこの素案に関する住民との意見交換会が3回ほど開催された。そのときに、地・住構想に関する興味深い質疑応答がなされたので、ここでそれを確認しておこう。以下は、住民からの質問、およびそれに対する区行政当局の回答である<sup>18</sup>。

■ 質問 住区協議会は、住民の総意とは言えないので事務取扱要領を廃止することのだが、では、どういう団体を作れば、多くの区民の意見を吸い上げることができるのか。

■ 回答 地域住民の総意が必ずしも反映されていないから、事務取扱要領を廃止するわけではない。代表制民主主義である議会を補完するのが区民参加であり、そのしくみの一つが、住区協議会だと思うが、それが全てであると区が一方的に取り扱ってきたことが問題だった。この点を反省して、住区協議会を住民の自主団体と位置づけるということである。どういう団体をつくっても、地域住民の総意を反映するものにするのは難しい。区は、多様な機会を通じて、地域住民の声を区政に反映させるしくみが必要であると考え、自治基本条例を制定・施行した。

<sup>15</sup> 中央大学文学部社会学研究室『地方自治と住民参加－中野区における住区協議会制度と住民参加』1983年、11～33ページ参照。

<sup>16</sup> 細木博雄氏（元中野区職員）による講演「分権時代の地域自治の今」の講演記録（2011年4月閲覧 [www.city.kodaira.tokyo.jp/kurashi/003/attached/attach\\_3869\\_5.pdf](http://www.city.kodaira.tokyo.jp/kurashi/003/attached/attach_3869_5.pdf)）より。

<sup>17</sup> たとえば、住区協議会が解散した鷺宮住区では、最後の会長である大野三知雄氏が以下のように述べている。すなわち「昭和54年7月、鷺宮住区協議会は地域の諸問題を解決するための協議機関として鷺宮地域センターに設立されました。当住区協議会は、中杉通りの踏み切り・歩道の安全・本線の拡幅工事の着工促進、環境・リサイクル、子どもの安全・防犯など諸問題に尽力し効果を収めてきましたが、平成17年、区の10ヵ年計画により、住区協議会に代わり、町会が主導する団体が運営する区民活動センターが地域活動のまとめ役を担うという方針が示されました。当住区協議会は地域に適合していたので存続の声もありましたが、6月12日、当住区協議会が地域で活動する場がなくなったと判断し、全体会を開き閉会解散することに決めました」と（鷺宮地区ホームページ「住区協議会の解散について」(2011年4月閲覧 [http://www.saginomiya.net/life/community/juku\\_kais an.html](http://www.saginomiya.net/life/community/juku_kais an.html))より)。

<sup>18</sup> 中野区ホームページ「改訂素案についての意見交換会概要－領域4「区民が発送し、区民が選択する新しい自治」に関する質問・意見」(2011年4月閲覧 <http://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/dept/101500/d004011.html>)より。

ここでのやりとりをそのままとらえるならば、区行政当局としては住区協議会のみで代議制の補完機能を求めてきたことに廃止理由を求めているのである。この点は田中区長の意向と共通するところがあるといえよう。また、見方を変えると、中野区行政当局としては、住区協議会は住区において活動するさまざまな主体の水平的調整<sup>19</sup>の場とはなりえなかったと認識していると解釈することもできるように思われる。いずれにしても、住区協議会のなかには活動展開を通じて生じてきた自らの位置づけに問題を包含させており、行き詰まりをみせていたところも存在していたと認識してよい。

ちなみに、中野区では新区長の就任以降、現在まで行政改革を進めている。そのながれのなかで、地・住構想のもうひとつの構成要素である地域センターも、再編の渦中にある<sup>20</sup>。すなわち、現在の15カ所の地域センターは、2011年7月をめぐって15カ所の区民活動センターと5カ所の地域事務所へと再編される予定である。このうち、区民活動センターは地域活動拠点の提供業務や地域自治活動の促進業務などを引き継ぎ、その管理・運営は地域活動団体から構成される運営委員会にゆだねられるという。他方の地域事務所は、窓口サービスを引き継ぐことが想定されている。こうしたことから、区民活動センターは住民の自主的な管理運営および住民自身による地域自治の活動拠点としての位置づけであり、また地域事務所は区行政当局が提供する窓口サービスの拠点としての位置づけであると理解できよう。

## 4.2 廃止要因の特定

長年にわたって全国的に注目を集めてきたものの、中野区がその廃止を決定した地・住構想について、ここまで導入経緯・制度設計・運用実態・廃止過程などを確認してきた。ここでの内容からも明らかなように、中野区の地・住構

想においては、とりわけ住区協議会の活動は常に「実験の過程」<sup>21</sup>であった。そして、この事例においては、住区協議会の代表性の獲得、あるいは住民へのしくみの浸透と参加促進、といった課題をいかに克服するか、中野区の実践は向き合い続けてきたのである。しかし、容易にその解決策を見いだせず、結果的には地・住構想そのものは廃止の途をたどった。

そこで、中野区の地・住構想の実践をふまえたうえで廃止要因を特定しておく、以下のとおりとなろう。すなわち、最終的には区長による意思決定で地・住構想は廃止されたのだが、それは住区協議会および区行政当局のあり方に起因していた、ということである。中野区の地・住構想においては、多くの住区協議会では住区内の多様な主体の参加を確保することには成功せず、メンバーの固定化が進行してしまった。こうした事態によって、住区内で活動する団体の一部は、住区協議会の代表性に対して疑問を投げかけ続けたのであった。他方で、提案を施策に反映させないという区行政当局による住区協議会への対応により、住区協議会の活動意欲を減退させてしまったケースもみられた。同時に、年月を重ねるうちに、区行政当局としても、しだいに住区協議会がそれぞれの住区において活動を展開する多様な主体にとっての水平的調整機会とはなりえないと認識するようになっていったのだ。

つまり、この事例においては、住区協議会が自らの性格を見つめなおして多様な主体の参加を促進するといった主体的な工夫を欠いており、区行政当局も住区協議会の活性化のためのエンパワーメント機能を果たしうるような対応ができなかったとみることができよう。もちろん、熱心に住区の活性化に取り組んだ住区協議会も存在する。ともあれ、大局的にみれば、こうした住区協議会と区行政当局の姿勢が、結果的に地・住構想そのものを廃止させるという区長の意思決定に一定の影響を与えたとみるこ

<sup>19</sup> 水平的調整に関しては、以下のものを参照した。今川晃「参加・協働型行政と自治体のアカウントビリティ」今川晃、牛山久仁彦、村上順編『分権時代の地方自治』三省堂、2007年、82～85ページ。なお、ここでいう水平的調整とは、個々の主体による力量だけでは対応が困難な地域課題の解決をめざし、地域社会における多様な主体が各々の役割の明確化や相互の連携の促進などのために行う調整のことを意味する。

<sup>20</sup> 中野区『地域センターの（仮称）区民活動センターと（仮称）地域事務所への再編方針』2009年、1～8ページ参照。

<sup>21</sup> 大川武「役所機能の都市内分散化－その実態と課題」本田弘、大久保皓生、大塚祥保『創生・地方自治－21世紀への新しい手法』ぎょうせい、1992年、101ページ。

とができるのではないだろうか。

もっとも、こうした見方というのは、あくまでも既存の資料や各種の情報を検討したうえで導き出した、仮説的結論でもある。換言するならば、たとえば特定の住区を対象にして住区協議会の活動展開や区行政当局の対応を経年的に検討することで、地・住構想の廃止に関するより深長な分析がなされうる、ということである。さらには、別のところでは地・住構想の廃止をめぐり、何らかの政治過程が存在していたのかもしれない。こうした分析ができていない点は本稿の限界でもあり、最後に今後の研究課題に触れておきたい。

## 5 小括—今後の分析にむけて

すでに冒頭でも述べたように、本稿は今後において地・住構想のさらなる分析を進めるうえでの足がかりという位置づけである。そのため、本稿は地・住構想に関する「記述」が中心的内容になっており、独自の視点からの分析が達成できているわけではない。そこで、本稿のまとめにかえて、今後の研究課題を明示しておきたいと思う。

ひとつは、先に触れたとおり特定の住区を分析対象として取り上げ、住区協議会の活動展開や地域センターの対応についての変遷的検討を進めることである。本稿では地・住構想の全体像を大局的に把握するというねらいゆえに、「記述」とどどまってしまっている。しかし、この構想の実態をより詳細に把握しようとするならば、特定住区についての深長な分析が要請されるのである。

ふたつは、地・住構想が廃止された現時点において、それでもなお活動を継続している住区協議会は、その実態がどのようになっているのかを実態分析することである。冒頭でも触れたように、今日においては都市内分権や地域自治組織のしくみは、大都市においてこそ求められている。そうであるならば、先のとおり時系列的な視座に立ちつつも、地・住構想の最新の活動状況やそこでの課題を把握することも、また重要になろう。

3つは、他方では地・住構想の廃止後に住区協議会が解散を余儀なくされた住区も存在する

わけであり、住区協議会が活動を継続した住区と解散した住区との間のちがいは何に起因するのかについても、検討を要するところである。異なる結果が生じた住区を比較することにより、意思決定と実行との連動といった住区協議会としてのマネジメント、あるいは住区内の活動団体との水平的調整などの要因がどのように作用したかが把握されるだろう。

このように、中野区の地・住構想をめぐっては、まだまだ研究課題が山積している。そして、大都市において都市内分権や地域自治組織のしくみが要請されている今日の状況をかながみるならば、喫緊にこの作業に取り組むことが必要である。冒頭でも述べたように、こうした作業をとおして、都市内分権や地域自治組織を導入し運営する他の大都市にとっての留意点が提示できるように思われるからである。そのため、今後においても継続して、上記の3つの研究課題への対応を中心に、中野区の地・住構想の分析を進めていきたい。

## 参考文献・論文・資料

### 参考文献

- ・篠原一『市民参加』岩波書店、1977年。
- ・篠原一『市民の政治学』岩波書店、2004年。
- ・名和田是彦『コミュニティの法理論』創文社、1998年。
- ・名和田是彦編『コミュニティの自治—自治体内分権と協働の国際比較』日本評論社、2009年。

### 参考論文

- ・今川晃「まちづくりにおける自治会・企業・支所の役割—『四日市公害』地区の変遷と警鐘』日本地方自治学会編『都市計画と地方自治』敬文堂、1994年。
- ・今川晃「住民・行政の4つの領域対応」今川晃、高橋秀行、田島平伸『地域政策と自治—住民と行政の新たな関係』公人社、1999年。
- ・今川晃「都市内分権の論理と住民自治」『都市問題研究』第58巻第8号、2006年。
- ・今川晃「参加・協働型行政と自治体のアカウントビリティ」今川晃、牛山久仁彦、村上順編『分権時代の地方自治』三省堂、2007年。
- ・今川晃、三浦哲司「地域力再生の条件—自治体行政としての条件整備を中心に」『同志社政策研究』第4号、2010年。

- ・岩城完之「巨大都市における住民組織と住民自治－東京都中野区の住区協議会のあり方をめぐる問題」『関東学院大学人文科学研究所報』第20号、1996年。
- ・江藤俊昭「住民参加の条件整備としての都市内分権－中野区の地域センターと住区協議会をてがかりに」『山梨学院大学法学論集』第39号、1998年。
- ・大川武「役所機能の都市内分散化－その実態と課題」本田弘、大久保皓生、大塚祚保『創生・地方自治－21世紀への新しい手法』ぎょうせい、1992年。
- ・土岐寛「地方分権と自治体・都区制度－東京の都市内分権化」『東京研究』第3号、1999年。
- ・名和田是彦「自治体内分権と住民参加・協働」人見剛、辻山幸宣編著『協働型の制度づくりと政策形成』ぎょうせい、2000年。
- ・西山邦一「地域住民による地域自治を－東京・中野区の住区協議会」衣川光正、渡辺泰弘編著『市民自治の実験』ぎょうせい、1984年。
- ・橋本和孝「東京のコミュニティ政策史」『東北経済』第83号、1988年。
- ・細木博雄「「自主・参加・連帯」参加の区政30年の経験とこれから」『地方自治職員研修』第488号、2002年。
- ・本橋一夫「中野区地域自治を進める組織－地域センターと住区協議会」『月刊自治研』第371号、1990年。
- ・三浦哲司「自治体内分権のしくみを導入する際の留意点－甲州市の地域自治区制度廃止を事例として」『同志社政策科学研究』第11巻第2号、2009年。
- ・Lowndes, Vivien. Decentralisation : The Potential and the Pitfalls, Local Government Policy Making, Vol.18, No.4, 1992.
- ・Lowndes, Vivien. Decentralisation : The Continuing Debate, Local Government Policy Making, Vol.20, No.4, 1994.
- ・吉田哲「中野区の自治体運動と地域民主主義」加茂利男、自治体問題研究所編『地域と自治体14－地域づくり運動・新時代』自治体研究社、1984年。
- ・中野区地域センター部『住区協議会の発展をめざして』1992年。
- ・日本都市センター『自治的コミュニティの構築と近隣政府の選択』2002年。

## 参考資料

- ・中央大学文学部社会学研究室『地方自治と住民参加－中野区における住区協議会制度と住民参加』1983年。
- ・東京都中野区特別区制度調査会『特別区の制度とその運営について』1974年。
- ・中野区『地域センター及び住区協議会構想推進委員会報告』1983年。
- ・中野区『地域センター及び住区協議会構想関係資料集』1987年。
- ・中野区『地域センターの（仮称）区民活動センターと（仮称）地域事務所への再編方針』2009年。
- ・中野区企画部広聴課「地域活動と地域センターに関するアンケート調査」（1981年度版）1982年。
- ・中野区企画部広聴課「地域活動と地域センターに関するアンケート調査」（1991年度版）1991年。